

試験調査 実施規模(想定)

市 町	記入者 手 当	調査区数	住調調査票 配布調査区			調査員数	住調調査票 配布調査区			客 体 数	調査員回収 ※1調査区から 17客体を抽出	郵送回収 ※1調査区から 17客体を抽出	うち 住総客体数 ※1調査区につき 住調の17客体から 12客体を抽出
			調査員回収 (任意封入)	郵送回収 (任意封入併用)	住調調査票 及び 住総調査票 配布調査区		調査員回収 (任意封入)	郵送回収 (任意封入併用)	住調調査票 及び 住総調査票 配布調査区				
A県〇市	○	12	4	4	4	3	1	1	1	204	68	136	48
A県×市	×	12	4	4	4	3	1	1	1	204	68	136	48
B県〇市	○	12	4	4	4	3	1	1	1	204	68	136	48
B県×町	×	9	3	3	3	3	1	1	1	153	51	102	36
C県〇市	×	12	4	4	4	3	1	1	1	204	68	136	48
C県×町	○	9	3	3	3	3	1	1	1	153	51	102	36
D県〇市	○	12	4	4	4	3	1	1	1	204	68	136	48
D県×市	×	12	4	4	4	3	1	1	1	204	68	136	48
E県〇市	○	12	4	4	4	3	1	1	1	204	68	136	48
E県×市	×	12	4	4	4	3	1	1	1	204	68	136	48
合 計		114	38	38	38	30	10	10	10	1,938	646	1,292	456

補足①: 表中「住調」は住宅・土地統計調査の略、「住総」は住生活総合調査の略である。なお、住総との同時実施部分については網掛けとしている。

補足②: 10市町のうち、半数の市町において記入者手当を導入。

補足③: 住調調査票及び住総調査票配布調査区を担当する調査員は、住調調査員に任命されると同時に住総調査員にも任命される。(1調査員が住調と住総の調査員を兼ねる)

補足④: 市部(市区)調査員は1調査員当たり4調査区を、郡部(町)調査員については1調査員当たり3調査区を担当する。また、1調査員について、調査方法が異なる調査区を受け持つことはない。